

# 令和4年度第2回公示価格売払実施要領

## 1 物件の表示、面積、売払価格等

| 物件番号 | 物件の表示                           | 土地) 台帳地目 | 土地) 実測面積              | 売払価格        | 用途地域            |     |
|------|---------------------------------|----------|-----------------------|-------------|-----------------|-----|
|      |                                 |          |                       |             | 建ぺい率            | 容積率 |
| 1    | (土地)<br>土師字小茶園<br>3154番4・3154番5 | 宅地       | 560.09 m <sup>2</sup> | 3,825,000 円 | 第二種低層<br>住居専用地域 |     |
|      |                                 |          |                       |             | 50%             | 80% |

**注 1) 現状有姿による売払とし、現地での説明は行いません。各自で物件を確認されたうえで、お申込みください。**

## 2 利用条件

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）を遵守すること。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれに類する営業の用に供してはならないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第4号に規定する者の事務所の用に供してはならないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体の事務所の用に供してはならないこと。

## 3 売払の相手方の決定方法

先着順による公示価格売払とします。

## 4 買受資格等

- (1) 法人、個人を問いません。
- (2) 町内居住の有無を問いません。
- (3) 次に掲げる者には買受資格がなく、申込みできません。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を得ていない者
  - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で当該各号に該当する事実があった後3年を経過していないもの
  - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号、第6号及び第32条第1項各号に掲げる者
  - ⑤ 納付すべき町税及び公共料金等に滞納がある者
  - ⑥ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第5条第1項に規定する観察処分を受けている団体に属する者
  - ⑦ 「2 利用条件」に反して利用しようとする者

※ 上記(3)に該当する者による申込みが判明したときは、判明した時点で売払を拒否します。また、既に売買契約を締結していた場合は、桂川町は契約の解除権を行使し契約は失効いたしますが、それらの責めは申込者が負います。

## 5 買受申込方法

### (1) 申込方法

桂川町普通財産売払申請書に必要事項を記入して、下記書類を添えて桂川町建設事業課管財契約係に提出してください。

- ①住民票（申請者個人の場合）
- ②身分証明書（申請者が個人の場合 本籍地の市町村役場が発行）
- ③履行事項全部証明書（申請者が法人の場合 法務局が発行）
- ④住所地の市町村が発行する納税証明書（未納のない証明書）
- ⑤誓約書兼納付状況等調査同意書
- ⑥役員一覧（申請者が法人の場合）

※共有名義で申込みする場合、申込者全員分の書類を必要とする。

※郵送による申込みはできない。

### (2) 申込開始期間

令和4年9月5日(月)から

※土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

### (3) 買受希望者が複数いる場合

ア 桂川町普通財産売払申請書を受け付けた先着順に優先順位者とし、契約の手続きを行います。ただし、同日に受け付けた者は、同着とみなし順位をくじ引きにより決定します。

イ 契約に至らなかった場合、もしくは契約の解除等があった場合は、次の優先順位者と契約の手続きを行います。以降はこれを繰り返します。

## 6 売買契約の締結

- ① 売買契約締結期限：桂川町普通財産売払決定通知書の発送日から起算して14日以内

※午後4時30分まで

- ② 契約締結場所：桂川町建設事業課
- ③ 持参するもの：契約保証金、登録済み実印、印鑑証明書、契約書用の収入印紙  
※契約保証金（契約額の10%以上）を契約締結日までに桂川町役場内の福岡銀行派出を含む指定金融機関又は収納代理金融機関にて納付してください。

## 7 売買代金等の納付

- ① 売買代金及び所有権移転登記に関する事務費などは、売買契約締結の時に一括納付することを原則とし、これらの納入通知書は、売買契約承認の時に建設事業課でお渡しします。
- ② 売買代金の納付期限は、売買契約の締結の日から起算して60日以内とします。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができます。
- ③ 契約保証金は、原則として売買代金納付時に売買代金の一部へ充当します。また、契約者が売買代金を全額納付した場合は、契約保証金は後日、口座振替によって

返還いたします。

- ④ 売買代金を納付期限までに納付できない場合は、締結済みの売買契約を解除いたします。この場合、納付済の契約保証金は町に帰属します。また、4の(3)に該当した解除の場合も同様に、納付済の契約保証金は町に帰属いたします。
- ⑤ 契約保証金には、いかなる場合も利息は付さないものとします。

## 8 買受人の負担する費用と所有権の移転

- ① 売買契約書に貼付する収入印紙や添付する印鑑証明書など、契約に関して要する一切の費用は、買受人の負担となります。
- ② 売買代金の納付が完了したときに所有権が移転し、物件を引渡したものとします。
- ③ 所有権移転登記は物件の引渡し後に町において行いますが、所有権移転登記に関する事務費や、法務局に納付する登録免許税などの契約履行に関して要する一切の費用は、買受人の負担となります。
- ④ 所有権移転登記の際に、法務局へ納付する登録免許税は、一旦、町においてお預かりします。また、税務署で事前納付することも可能ですので、この場合は、税務署の領収済印が押された領収書を提出してください。

## 9 その他

売買契約を締結した後に、売買物件に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあつた場合に、その内容を理由に契約の解除や代金の減額の請求、損害賠償の請求はできません。

## 10 問い合わせ先

桂川町役場 建設事業課管財契約係

電話番号 0948-65-3330

メールアドレス k-kanzai@town.keisen.fukuoka.jp